

水道における PFOS 及び PFOA に関する フォローアップ調査結果の概要



国土交通省および環境省は、2024 年度に実施した「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」以降の状況を把握するため、2024 年 10 月 1 日以降の水質検査結果等を対象としたフォローアップ調査を実施し、その結果を 2025 年 12 月 25 日に公表しました。本調査は、水道事業、水道用水供給事業および専用水道を対象としています。

1. 調査の実施状況

水道事業および水道用水供給事業では、全国 3,550 事業のうち、2020 年度から 2025 年 8 月末までに PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した事業数は 3,201 事業となり、前回調査時（2,227 事業）から大幅に増加しました。

専用水道については、設置者数 8,056 のうち、4,353 設置者がこれまでに水質検査を実施しており、こちらも前回調査から検査実施数が増加していますが、半数近くが未実施となっています。

2. 水質検査結果の概要

水道事業および水道用水供給事業において、2020 年度から 2025 年 8 月末までに PFOS 及び PFOA の暫定目標値（合算 50ng/L）を超過した事業は 19 事業でした。前回調査時の 14 事業から増加していますが、最新の検査結果では 18 事業がすでに対策を実施し、暫定目標値を下回っています。残る 1 事業についても、応急的な対応が実施され、今年度中に対策が行われる予定です。専用水道では、暫定目標値を超過した設置者数は 59 であり、前回調査の 42 から増加しました。これらのうち、35 の専用水道では上水道への切替え、井戸の取水停止や取水量低減、除去設備の設置などの対策がすでに実施されています。また、20 の専用水道では、飲用制限やボトルウォーター配布などの応急的措置により、飲用による暴露防止が図られています。残る 4 の専用水道についても、今年度中に対策が実施される予定です。

3. 今後の対応方針

PFOS 及び PFOA は、2026 年 4 月 1 日から水質管理目標設定項目から水質基準項目へと引き上げられ、水道事業、水道用水供給事業および専用水道において、水質検査の実施および基準値の遵守が法的に義務付けられます。これを受け、国土交通省および環境省は、検査未実施の事業者等に対して引き続き検査の実施を要請するとともに、基準値超過が確認された場合には、既存の対応事例を参考に、速やかな是正措置が講じられるよう、都道府県等と連携して指導・支援を行っていく方針です。

当社では水道水等の PFAS 分析について実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 12 月 25 日付 環境省報道発表資料](#)

